

## 瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金

### 交付申請要領

- |             |  |
|-------------|--|
| ○交付申請締切     | 令和5年2月17日（金）まで   |
| ○補助対象事業実施期間 | 募集開始日から令和5年2月28日（火）まで                                      |
| ○実績報告書提出期限  | 補助対象事業完了（展示会等終了）から30日以内<br>または令和5年3月10日（金）の <u>いずれか早い日</u> |

※いずれも必着となります。

#### 交付金の“振り込め詐欺”“個人・企業情報の搾取”にご注意ください。

- 市町村などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ATM を自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- 市町村などが、「瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金」を交付するために、手数料などの振込を求めることは絶対にありません。
- 現時点で、市町村などが銀行口座の番号などの企業・個人情報に照会することは、絶対にありません。

#### ◆お問い合わせ

瀬戸市地域振興部 産業政策課

瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金担当

TEL 0561-88-2651 / メール sangyo@city.seto.lg.jp

対応時間 平日8時30分～17時15分（平日のみ）

令和4年3月

瀬戸市

## 第 I 部 補助の要件及び交付額

### 1 補助対象となる事業者

本補助金の対象となる事業者は、新型コロナウイルス感染症の影響の克服に向け、販路拡大のため製品・技術等を積極的にPRする展示会、見本市、博覧会等（Web上で行うものを含む。）（以下「展示会等」という。）を活用し、積極的に販路拡大を行う中小企業者等で、下記(1)から(5)に該当することが必要です。

- (1) 瀬戸市内に事業所が所在していること。
- (2) 瀬戸市内の中小企業者（中小企業基本法第2条第1項）であること。
- (3) 誓約書に記載されている事項の誓約をしていること。
- (4) 市税の滞納がないこと。
- (5) 交付請求日において倒産・廃業していないこと。

### 2 対象となる事業

本補助金の対象となる事業は、以下の事業です。

- (1) 瀬戸市外又はWeb上で行われること。
- (2) 広く一般に公開されていること。
- (3) 出展小間数が次に掲げる要件のいずれかを満たしていること。
  - ア 国内及びWeb上で行う展示会等であっては出展小間数が30以上であること。
  - イ 海外で行う展示会等であっては出展小間数が50以上であること。
- (4) 展示会の出展日程が令和5年2月28日までであること。
- (5) 展示会等の対象となる製品、技術等が瀬戸市内で製造、出荷等されたものであること。
- (6) 海外及びWeb上で行う展示会等であっては、その場で小売りすることを主目的としたものでないこと。
- (7) 出展開始日から起算して過去2年の間に開催したことがある展示会等ではないこと。
- (8) 同一年度に本補助金の交付決定を受けていないこと。
- (9) 国、県その他の機関から同様の趣旨の補助金等の交付を受けていないこと。

### 3 対象となる補助経費

(1) 補助対象となる経費は、次の条件Ⅰ～Ⅳを全て満たしたうえで、①～③の経費となります。ただし、(2)に該当する経費は対象となりません。

- Ⅰ 補助対象経費が展示会等を活用する取組であること。
- Ⅱ 使用目的が補助対象事業に必要なものと明確に特定できる経費
- Ⅲ 証拠書類等によって支払金額が確認できる経費
- Ⅳ 申請する対象経費の具体的内容（内訳等）が明確になっていること

区分	補助対象経費
国内で行う展示会等	① 出展料
海外で行う展示会等	① 出展料 ② 渡航（国内利用分を除く。）に係る航空運賃
Web上で行う展示会等	① 出展料

#### ① 出展料

- ・ 小間料やブース出展に係る費用

##### 【対象とならない経費例】

- ・ ブースの備品使用料、電気代や水道料など

#### ② 渡航（国内利用分を除く。）に係る航空運賃

- ・ 海外渡航に係る航空運賃（他事業者と共同で行う場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除したもの）
- ・ 空港利用税、サーチャージ、航空保険料

最も合理的な経路による適切な運賃で、最大20万円とする。ただし、補助対象事業に係る展示会等への出展を他の事業者と共同で行う場合は、最大20万円を共同で出展する事業者の数で除して得た額とすること）

##### 【対象とならない経費例】

- ・ 国内を移動する際の航空運賃や電車代など

#### ③ Web展示会等の出展料

- ・ 参加及び出店に必要となる費用

##### 【対象とならない経費例】

- ・ Webと連動した実店舗等で商品等を展示する際に係る小間料、配送料など

#### (2) 補助対象とならない経費

上記(1)に該当する経費においても、次に該当する経費は対象になりません。

- 1) 補助対象事業の目的に合致しないもの
- 2) 必要な経費書類（契約、支払が分かる書類及び対象経費の具体的内容（内訳等）を示す書類）を用意できないもの
- 3) 金融機関などへの振込手数料、代引手数料等の各種手数料
- 4) 各種保証・保険料
- 5) 商品券・金券の購入、クーポン・ポイント・金券・商品券での支払い分

- 6) 購入額の一部又は全額に相当する金額を申請者へ払い戻す（ポイント・クーポン等の発行を含む）ことで、購入額を証明する証拠書類に記載の金額と実質的に支払われた金額が一致しないもの

(3) 補助対象経費の支払方法について

- ・ 補助対象経費の支払方法は原則として銀行振込で行ってください。
- ・ 補助金執行の適正確保のため、1取引10万円超（税抜き）の現金払いは認められません。
- ・ 1取引の額に依らず、手形、小切手等による支払は認められません。

5 補助額

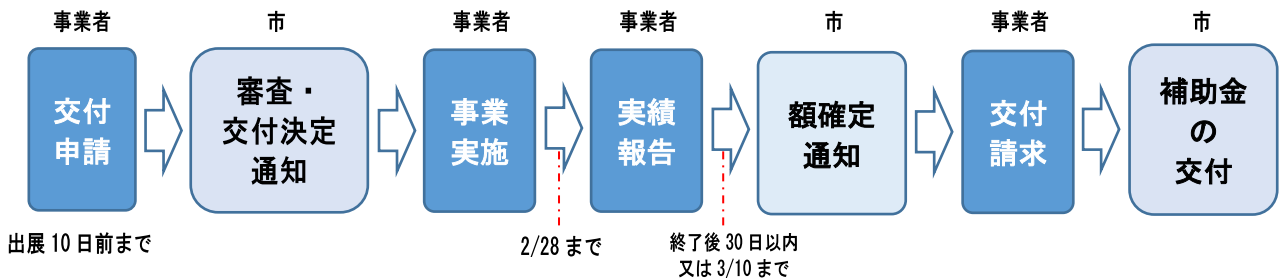
下表に示す補助率及び補助額上限額となります。1事業者1回を限度とします。  
 ※瀬戸市地域産業振興会議が実施する「瀬戸市地域産業振興会議展示会等出展事業補助金」は別途申請することが可能です。（同展示会等に対する重複申請は不可）

事業の区分	補助率	補助上限額
国内で行う展示会等	1 / 2	(1) その場で小売りすることを目的としない展示会等への出展 20万円 (2) その場で小売りすることを主目的とした展示会等への出展 6万円
海外で行う展示会等		40万円
Web上で行う展示会等		20万円

## 第Ⅱ部 申請手続きの概要

### 1 手続きの流れ

本補助金の受給の手続きは、おおむね次のような流れとなります。



### 2 交付申請に必要な書類

- (1) 第1号様式 交付申請書（裏面を印刷したもの）
- (2) 第2号様式 事業計画書
- (3) 会社の定款又はこれに類する書類の写し（個人事業主は直近の確定申告書B）
- (4) 会社の事業、組織等の概要がわかるもの（会社パンフレットやホームページの写しなど）
- (5) 展示会等の開催要項等（小間数や小間料がわかる出展者向けのもの）

### 3 受付期間

令和5年2月17日まで随時受付

※ 但し、予算の上限に達し次第、受付を終了します。

## 第Ⅲ部 交付決定後の手続き

### 1 交付決定

本事業が交付決定した事業者には、交付決定通知書により通知しますので、令和5年2月28日までに事業を開始し完了してください。

### 2 事業計画内容の変更等

交付決定を受けた後、事業計画を変更や廃止する場合は、事前に承認を得なければなりません。なお、交付決定額の増額変更は認められません。

### 3 実績報告

補助対象事業を完了したときは、実績報告書を提出しなければなりません。補助金の支払いは、補助金事務局による事業内容の審査と経費内容の確認等を行ったうえで、交付すべき補助金の額を確定した後の精算払いとなります。

### 4 実績報告に必要な書類

(1) 第7号様式 実績報告書

(2) 経費の支払を証明する書類の写し

※ 対象経費の具体的内容（内訳）が明確になっていることが必要です。

※ 税込額のみ記載の領収書等の場合は、1.1で除した額（小数点以下切り捨て）で記載ください。

(3) 出展状況が分かる展示会等主催者が発行したリーフレット等の書類

(4) 出展状況を示す写真

### 5 交付請求

補助金確定通知を受けた補助対象事業者は、速やかに以下の書類を提出してください。

(1) 瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金交付請求書

(2) 振込先口座が分かる書類※口座番号、口座名義（か）が分かる通帳見開きページの写し等

### 6 補助対象事業者の義務（交付決定後に順守すべき事項）

補助対象事業に係る書類及び帳簿は5年間（令和9年度末まで）保管してください。

## 第Ⅳ部 その他申請に係る事項

### 1 申請方法

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、**原則郵送**といたします。申請に必要な書類一式を、次の宛先まで送付して下さい。申請は締切日必着です。ご注意ください。

郵送での提出が困難な場合は、市役所産業政策課（平日のみ）で受付いたします。  
（受付時間は8時30分から17時15分まで）

- 申請書等の様式は、瀬戸市のホームページからダウンロードできます。
- 提出時には**必ず控えをとり**各自保管して下さい。

### 申請書類の送付先

〒489-8701 瀬戸市追分町64番地の1

瀬戸市 産業政策課

瀬戸市コロナ克服販路拡大支援展示会活用補助金担当 宛

注意：切手を貼付の上、裏面には差出人の住所及び氏名を必ずご記載ください。

※郵送する際は、簡易書留など郵便物の到達について確認できる方法で送付いただくと確実です。

### 2 その他

交付決定事業者が虚偽申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けた場合は補助金を返還しなければなりません。